

## 新手法

### 悪質商法・詐欺が

### 高齢者を狙っています！

全国の消費生活センターに寄せられる高齢者からの相談は年々増加しています。また、振り込め詐欺の被害もその8割が高齢者です。「私はまだまだ元気だから大丈夫！」「狙われているのはお金持ちだけ」「などと油断している人はいませんか？被害にあった人の多くが「自分は大丈夫だと思った」と言っており、その油断が狙われているのです。

残念なことですが、高齢者の皆さんは誰もが狙われています。「私は大丈夫」などと油断せず、「私たちは狙われている！」という気持ちでいることが大切です。高齢者を狙った悪質商法や詐欺の手口は、日々巧妙化しています。最新の手口を知って、いざという時に「これは危ない！」と気づけるようにしておきましょう。



## 手口はますます巧妙に！！ 主な悪質商法・詐欺

### ■押し買い（悪質な訪問購入）

「お使いになっていない貴金属を高く買い取ります」などと言って買い取り業者が家を訪ねてきて、言葉巧みに高価な貴金属や着物、骨董品などを不当に安い価格で買い取ってしまいます。

「査定だけだから」と言って強引に家に上がり込む業者や、勝手に家の中を物色する業者など、トラブルが後を絶ちません。業者の手に一度わたってしまった品は、簡単には取り返すことができず、注意が必要です。

### ■買え買え詐欺

まずA社からもうけ話（投資や株、ダイヤモンドや金など）のパンフレットが送付されてきます。後日、B社を名乗る会社から「パンフレットが届いていないか」と電話がかかってきて「届いた人しか購入できないから、代わりに購入して欲しい」「後で高値で買い取る」などと購入を勧められます。

信じて購入した後、A社から株券などが送られてきますが、B社には買い取ってもらえず、しばらくするとA社ともB社とも連絡が取れなくなります。実はA社とB社は同じ詐欺グループで、高齢者をだますために演技をしているのです。



### ■振り込め詐欺

#### ●なりすまし詐欺

警察や公的機関の職員を名乗る振り込め詐欺が増えています。「警察ですが、あなたの銀行口座が犯罪に使用されています」などと電話をかけてきて、銀行員を装った犯人がキャッシュカードや通帳などを自宅に取りに来ます。

#### ●還付金詐欺

役所の職員を装い「お金が戻ります」と電話をかけてきます。「今日中に手続きしないとお金を受け取れない」などと急がせて、銀行やコンビニのATMに誘導し、お金を振り込ませます。



## 日頃から悪質商法・振り込め詐欺を 撃退する心構えを！

### 高齢者の被害の特徴

#### 家にいる時に狙われる！

悪質業者は、退職後に家にいることが多い高齢者を狙い、訪問販売や電話勧誘をします。

#### 老後のお金の不安」につ

#### けこまれる！

ほとんどの人が感じているであろう「老後の資金足りるかな…」という不安を利用し、「必ずもうかりますよ」「貯金しておくよりお金が増える」などと誘ってきます。

#### 孤独」が高齢者をだます

#### れやすくする！

被害が特に深刻なのが、一人暮らしの高齢者や、近所づきあいが少ない高齢者です。相談できる人が身近にいないため、だまされやすくなってしまいうようです。

いわゆる「終活」関連のトラブルが急増！  
最近、生前に葬儀や墓、遺産相続など、自分が死を迎えたときのための準備をしておく「終活」をする高齢者が増えており、それに関連したトラブルが増加しています。

## 気軽に相談しましょう

悪質商法や振り込め詐欺の被害者の多くは、誰にも相談せず、一人で判断してしまっています。「ちょっとおかしいと思ったんだけど、相談する相手もないし…」などという理由から相談できず、被害にあってしまうのです。

お住まいの地域にも、消費生活相談窓口があります。「こんなこと相談していいのかしら」「相談するのが恥ずかしい」などと思わず、相談してください。

### 高齢者のご家族、地域の方へ

高齢者の悪質商法や振り込め詐欺被害を防ぐためには、家族や地域の人の見守りが大切です。何か悩んでいるみたい、見知らぬ訪問者が頻繁に来ている、あわてて銀行に行ったなどの様子が見られたときは「どうしたの？」「何か困っていますか？」と積極的に声をかけてください。そのひと言で、被害を未然に防ぐことができます。

### 悪徳商法撃退のポイント

- ① 予定にない訪問者を家に入れない
- ② セールの電話は「いりません」とはっきり断って切る
- ③ 「うますぎる話」は疑ってかかる
- ④ 契約の前には必ず誰かに相談しよう

### 振り込め詐欺撃退のポイント

- ① どんな電話を受けても、あわてず冷静に！
- ② お金を振り込む前に、必ず誰かに相談！
- ③ 「ATMに行って」と言われたら詐欺を疑う
- ④ 警察・行政機関・銀行の名前を出されても安易に信用しない



お問い合わせ・相談窓口

消費生活センター(紀南支所)

☎0739-24-0999

※平日：午前9時～午後5時（土・日、祝は休み）

役場総務課 消費者行政係

☎0739-55-4802